資　料　1

NPO活動交流センター管理運営業務

公募型プロポーザル実施要領

令和４年２月３日

岩　　手　　県

ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務
公募型プロポーザル実施要領

この「公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が設置する「ＮＰＯ活動交流センター」（以下「センター」という。）の管理運営を委託する事業者を、公募型プロポーザル（以下、「企画提案」という）により募集し、受託候補者を選定するため、当企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

１　本業務の概要

(1)　業務件名及び数量

「ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務」　一式

(2)　委託期間

令和４年４月１日から令和５年３月 31 日 まで

※　県が、委託業務の執行状況を良好と認めた場合は、契約を令和７年３月 31 日まで継続する場合があること。

(3)　募集する企画提案の内容

資料２「ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務仕様書」のとおり

(4)　委託料の上限額

30,361 千円 以内（税込）

２　参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画提案への参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たす者とする。

〔参加資格要件〕

(1)　法人その他の団体（以下「応募団体」という。）又は複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

(2)　応募グループで応募する場合は、以下のいずれの要件も満たすこと。

ア　代表となる法人その他の団体（以下、「代表団体」という）を定めること。

イ　応募グループを構成する法人その他団体が明確であること。

ウ　構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。

(3)　応募団体又は応募グループの代表団体は、特定非営利活動法人等、営利を目的としない法人その他の団体であり、かつ、岩手県の市民活動の推進に関する実績又は能力があること。

(4)　本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(5)　応募団体又は応募グループを構成する法人その他の団体は、、以下の全ての要件を満たすこと。

ア　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者でないこと

ウ　最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77

号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が暴力団員等かどうかを警察本部に照会する場合があること。

オ　参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月５日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

カ　オまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年６月６日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年３月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

キ　宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

ク　特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(6)　単独で企画提案した応募団体は、その他の応募グループの構成員となって応募することはできないこと。

３　企画提案の手続き等に関する事項

(1)　担当課

岩手県環境生活部　若者女性協働推進室　連携協働担当（岩手県庁11階）

住所：〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番１号

電話：019-629-5198　　FAX：019-629-5354

電子メールアドレス：AC0006@pref.iwate.jp

(2)　実施要領等の交付

企画提案に関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※　トップページ（https://www.pref.iwate.jp/）→「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】
資料１　公募型プロポーザル実施要領（本書）
資料２　仕様書
資料３　企画提案審査要領

(3)　現地説明会

委託業務の対象施設において、現地説明会を開催する。

ア　開催日時　　令和４年２月10日（木）11時00分～12時00分

イ　開催場所　　ＮＰＯ活動交流センター　ミーティングルーム
住所：盛岡市盛岡駅西通一丁目７番１号
いわて県民情報交流センター（アイーナ）６階
電話：019-606-1760

ウ　参加受付　　現地説明会に参加しようとする者は、別紙「現地説明会参加申込書」に記入の上、電子メール又はＦＡＸにより申込を行うこと。

(4)　実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア　受付期間　　**令和４年２月16日（水）12：00（正午）まで**

イ　受付場所　　上記(1) 担当課に同じ

ウ　提出方法　　**【様式１】**「実施要領等に関する質問票」に記入の上、電子メール又はＦＡＸ

により提出すること。

エ　回答方法　　全ての質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ　回答期日　　最終回答の期日は、令和４年２月18日（金）とする。

4　企画提案書等について

(1)　企画提案書の作成

企画提案の参加者は、資料２「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、企画提案書（様式２）を作成の上、次の事項の書類を下記期限までに提出すること。参加者が応募グループの場合は、ア～オ及びスは代表団体が作成し、カ～シまでは代表団体が構成員の提出書類を取りまとめた上で提出すること。

なお、企画提案書の印刷は原則Ａ４判とし、表紙以外の部分にページ番号を付すること。

ア　参加資格確認申請書（様式１-２）

イ　業務企画提案書（様式２）

ウ　年間の委託事業の計画（年間スケジュールを記載したもの、様式任意）

エ　業務に関わるスタッフ一覧（様式３）

オ　業務実施体制（再委託等の予定がある場合は、委託先等も記載すること）（様式任意）

カ　組織等に関する調書（様式４-１又は様式４-２）

キ　事業等に関する調書（様式５）

ク　納税証明書（直近１年分）の写し

ケ　直近の財務諸表の写し

コ　役員名簿

サ　登記事項等証明書

シ　その他、特定非営利活動法人等、非営利の活動を行う法人その他の団体の場合は、以下の写し

（ア）　定款又はこれに代わるもの

（イ）　直近の事業報告書又はこれに代わるもの

（ウ）　直近１年以内の総会の議事録又はこれに代わるもの

（エ）　現年度の事業計画書又はこれに代わるもの

（オ）　役員名簿（様式１－３）

ス　その他特記事項（様式任意）

(2)　見積書（様式６）及び自主事業に係る所要額内訳書（様式７）の作成

ア　本業務の実施に要する経費の見積と、その内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。費用の項目については、本書「７　委託料の算定及び支払いに関する事項」に定めるとおり。

なお、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

イ　自主事業に係る経費の所要額は、様式７に作成すること。

(3)　企画提案書等の提出

ア　提出部数

７部（正本１部、副本６部。ホチキス止めはしないこと。）

イ　提出期限

令和４年３月３日（木）午後５時まで［必着］

ウ　提出先

岩手県環境生活部 若者女性協働推進室　連携協働担当

住所：〒020-8570　岩手県盛岡市内丸 10 番１号

電話：019-629-5198　　FAX：019-629-5354

電子メールアドレス：AC0006@pref.iwate.jp

エ　提出方法

（ア）　持参又は郵送により提出すること。

（イ）　持参の場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に持参すること。

（ウ）　郵送の場合は封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きし、期限までに必着のこと。

オ　その他

（ア）　提案は１者につき１提案とし、複数提案を認めない。

（イ）　一度提出した企画提案書等は、これを書替え、引き換え、撤回することができないものとする。

(4)　企画提案の無効

参加申請書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア　提出期限を過ぎて提出された提案

イ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

ウ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ　参加資格要件を満たさない者の提案又は下記５に定める選考委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった者の提案

オ　その他、企画提案に関する条件に違反した提案

５　受託候補者の選定方法等に関する事項

(1)　受託候補者の選定方法

企画提案の審査は、資料３「ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務企画提案審査要領」に基づき、公募型プロポーザル選考委員会において行う。

なお、企画提案書等（積算内訳書）の内容が、前記「１　本業務の概要(4)」の委託料の上限額を超えている場合は、審査対象とならないものとする。

(2)　企画提案選考委員会の開催

提案者の出席によるプレゼンテーションを実施する。ただし、新型コロナウィルス感染拡大等の状況によっては、書面審査とする。

(3)　受託候補者の決定

ア　県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第１順位の受託候補者を決定する。

なお、審査の経過については、公表しないものとする。

イ　審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ　第１順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

６　契約に関する事項

(1)　契約書作成の要否

要

(2)　契約保証金

会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3)　企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項に沿って契約時の仕様を協議・調整の上、契約を締結するものとする。

(4)　受託者の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に関係事項を岩手県公式ホームページ上に公表する。

(5)　予算の成立

令和４年度一般会計予算が議決されなかった場合、委託契約締結の手続について停止の措置を行うことがある。

７　委託料の算定及び支払いに関する事項

(1)　県の委託料積算の考え方

本業務の委託料の積算の考え方は、次のとおりとする。

ア　委託期間における委託業務に係る人件費、事業費及びその他の費用とする。

イ　センターの設備を利用することによる光熱水費及び電話料金等（プロバイダー接続料含む）は委託料に含まない。

ウ　業務で得られる利用料金等の収入は見込まれないものとする。

エ　センターのコピー機１台のリース料の基本料金は、次を参考に計上すること。

【参考】令和３年度　コピー機仕様及び契約単価
（ア）　機種：カラー１台（複合機、リース期間５年)、カード等の認証によりカウンター集計などの管理ができる機能を有するもの
（イ）　月額基本料金：17,700 円

(2)　費用の項目について

委託料の積算に当たり、費用の項目は次のとおりとすること。

項目	内容
人件費	本業務の実施に伴い雇用する職員の給与、各社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料の事業主負担分）及び手当（通勤手当等）
謝金	専門家の派遣料、セミナー講師への謝金など
印刷代	セミナー等のチラシ、資料等の印刷代
書籍購入代	利用者にＮＰＯ・ボランティアに関する情報提供を行うための、ＮＰＯや多様な主体の参画・協働に関する書籍等の購入代
消耗品代	事務に要する消耗品費、コピー機のリース料
通信費	郵送料、セミナーのオンライン開催に係る通信費など
旅費	県内中間支援ＮＰＯ・市町村との連携、専門家の派遣、職員能力研修などに係る旅費
使用料	会議室使用料、講座に使用する端末のリース料など
その他の所要経費	本業務の実施に係る上記以外の経費

(3)　委託料の支払いについて

契約締結後、契約書に定めるところにより、県は、委託業務の完了後に検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に受託者に対して当該委託料を支払う。

なお、県が、受託者の業務執行状況及び資金計画等を確認し、必要と認める場合は、委託料の一部を前金払いすることがある。

8　公正な企画提案実施の確保

(1)　参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3)　参加者は、受託候補者選定前に他の参加者に対し、企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4)　参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9　その他

(1)　提出書類の取扱い

ア　企画提案に関し、参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。

イ　提出書類は返却しない。

ウ　提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2)　企画提案参加経費

企画提案参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(3)　その他

ア　参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ　参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

公募型プロポーザルスケジュール

令和４年	２月　３日（木）	企画募集開始（公表）
	２月　10日（木）	現地説明会
	２月　16日（水）	実施要領等に関する質問の受付期限
	２月　18日（金）	実施要領等に関する質問の回答期限
	３月　３日（木）	企画提案書等の受付期限
	３月　14日（月）	選考委員会（予定）
令和４年	４月　１日（金）	契約締結

別紙

年　　月　　日

岩手県環境生活部若者女性協働推進室御中
(FAX：019-629-5354　電子メールアドレス：AC0006@pref.iwate.jp)

現地説明会参加申込書

「ＮＰＯ活動交流センター」管理運営業務企画提案募集に係る現地説明会（２月 10 日開催予定）への参加を申し込みます。

商号又は名称 (法人・団体名)	
所在地	
担当者氏名	
電話	
FAX	
E-mail	
参加人数	人

【様式１】

団体名：
担当部門：
御担当者：
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ　：

ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務
公募型プロポーザル実施要領等に関する質問票

【 提出期限：令和４年２月16日（水）12：00（正午）】

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕１　提出期限内に提出してください。期限を過ぎたものは受け付けません。
２　電子メール又はFAXで送信してください。
（メールアドレス：AC0006@pref.iwate.jp、FAX：019-629-5354）
３　質問項目ごとに１行使用してください。
４　質問項目が多い場合は、適宜、行を追加してください。

【様式１－２】

令和　年　　月　　日

岩手県知事　達 増　拓 也　様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　印

参加資格確認申請書

ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務に係る公募型プロポーザル参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「公募型プロポーザル実施要領」の「２　参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

１ 法人その他の団体（以下「応募団体」という。）又は複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

２　応募グループで応募する場合は、以下のいずれの要件も満たすこと。

(1)　代表となる法人その他の団体（以下、「代表団体」という）を定めること。

(2)　応募グループを構成する法人その他団体等が明確であること。

(3)　構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。

３　応募団体又は応募グループの代表団体は、特定非営利活動法人等、営利を目的としない法人その他の団体であり、かつ、岩手県の市民活動の推進に関する実績又は能力があること。

４　本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

５　応募団体又は応募グループを構成する法人その他の団体は、、以下の全ての要件を満たすこと。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者でないこと。

(3)　最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4)　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が暴力団員等かどうかを警察本部に照会する場合があること。

(5)　参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月５日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

(6)　(5)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年６月６日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年３月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

(7)　宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(8)　特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

６　 単独で企画提案した参加者が、その他の応募グループの構成員となっていないこと

【様式１－３】

役　員　名　簿

団体名

役　　名	氏(ふり)　　名(がな)	団体名・職名 （他に生業がある場合）	報酬 の 有無	行政 経験の 有無	備考
		（例：㈱○○社○○部○○課　主査）			

注）複数の法人その他の団体で構成する場合は、別葉で記載してください。

【様式２】

ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務企画提案書

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

※　適宜行間を調整して作成してください。

委託業務の内容	提案内容
１　運営の基本方針・特に重視する点等	※　基本方針等の前提となる市民活動、ＮＰＯ活動交流センターの現状や課題認識、別添「いわて県民計画（2019～2028)」の長期ビジョン及び同計画の第 1 期アクションプランの内容を踏まえて記載してください。
２　成果目標・ビジョンについて	※　本業務を実施するにあたっての成果目標・ビジョンについて記載してください。
３　委託業務の内容 (1) 市民活動への参加・参画機運の醸成	①　情報収集・情報提供業務 ②　ホームページ等の情報発信・運営管理等 ③　相談等業務 ④　ＮＰＯ・ボランティア活動情報誌作成業務 ※　総ページ数、発行部数、年間の発行回数のほか、情報誌に掲載する内容の概要について記載してください。
３　委託業務の内容 (2) 地域の実情に応じた、ＮＰＯ、地域コミュニティ団体、企業、行政等による連携・協働のネットワークづくり	①　市町村及び中間支援ＮＰＯとの連携 ②　ＮＰＯ活動交流センターフェスティバル（仮称）の開催
３　委託業務の内容 (3) ＮＰＯへの運営基盤強化に向けた支援	①　ＮＰＯ等の運営基盤強化のためのセミナー開催 ②　支援が必要なＮＰＯへの専門家の派遣
３　委託業務の内容 (4) その他ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務	①　第三者評価のための運営委員会の設置運営業務 ②　災害時の対応
３　委託業務の内容 (5) 県民活動交流センター運営調整業務	①　総合受付業務 ②　県民活動交流センターの運営調整 ③　共用施設、備品の貸出業務及び軽微な修繕

３　委託業務の内容 (6) その他、センターの設置目的に沿った自由提案（任意）	
４　組織体制・職員配置について	※　組織体制や職員の配置について記載してください。必要な場合は、別紙で体制図やシフト表等を提示してください。また、人材育成等についてアピールしたい点があれば記載してください。
５　危機管理対応	
６　環境保全	
７　受託者と県との役割	
８　その他	※　企画提案者の実績など、特にアピールしたいことを記載してください。

【様式３】

業務に関わるスタッフ一覧

氏　名	担当業務（兼務する業務）	ＮＰＯ活動等の経歴 （活動歴がある場合に記載）

注）１　今後採用を予定している場合は、氏名欄に人数を、担当業務欄に採用予定者の業務内容を記載してください。
　２　担当業務で、ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務以外に兼務する業務があれば、その内容を括弧書きで記載してください。

【様式４－１】

組織等に関する調書

項　目	内　　容
団体の名称	
代表者職・氏名	
団体設立年月	年　　月（活動歴　　年　ヶ月） ※特定非営利活動法人の場合、法人格取得前の活動歴を含みます
専従職員の有無	有〔　　〕名　（うち有給　名・無給　名）・　無 会員数　　名
事務所所在地	〒 TEL　　　FAX
団体の活動目的	
現在の活動内容及び業務内容	
類似事業等の事業実績、実施見込み	（過去に本事業に類似した経歴等や県等からの受託事業の実績がある場合。事業実施年度、事業名、事業費、事業概要を記入してください。来年度受託等により事業を実施することが確定している事業についても記入してください。）

注）１　応募団体又は応募グループの構成員が、非営利で活動する法人その他の団体である場合に記載してください。

２　複数の法人その他の団体で構成する場合は、別葉で記載してください。

【様式４－２】

会社（団体） 概要

１ 会社(団体)概要

項目	内容
名称又は商号	
所在地	
代表者職・氏名	
設立年月	
主な業務内容	
業種・資格免許等に係る許認可番号	＊全て記載してください。別紙添付可。
岩手県へ業者登録	※物品、工事、委託等で登録をしている場合は、登録通知の写しを添付してください。
資本金	
支店・営業所等	
グループ会社等の状況	
従業員数	
決算概要（直近の３ケ年）	※　決算報告書類から抜粋してください。直近の決算については、財務諸表を添付してください。

区分	Ｈ．～Ｒ．	Ｒ．～Ｒ．	Ｒ．～Ｒ．
売上高			
営業利益			
経常利益			
法人税、住民税及び事業税			
当期純利益			

※　応募グループの構成員が発行株式の全てを保有する完全親会社又は応募グループの構成員が発行株式の全てを保有する完全子会社があるときは、それぞれについて会社(団体)概要を作成してください。

２ 社会貢献活動その他を通じた岩手県への貢献実績及び今後の計画

※詳細がわかる資料等があれば添付してください。

注）１　応募グループの構成員が、営利事業が主たる活動である法人その他の団体である場合に記載してください。

２　複数の法人その他の団体の場合は、別葉で記載してください。

【様式５】

事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）

事業名	委託者等	委託等の期間	事業内容	事業費	従事人数

注）１　応募時点における、行政等からの受託事業及び補助事業を掲載してください。
　　２　応募時点で、応募予定の他の委託事業及び補助事業がある場合は、「事業名（見込み)」として掲載してください。
　　３　複数の法人その他の団体で構成する場合は、別葉で記載してください。

（様式６）

見　積　書

積算項目	金　　　額
人件費	当業務の実施に係り雇用する職員の給与、各社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料の事業主負担分）、手当（通勤手当等）は積算に入れてください。 計　　　　円
謝金	（専門家の派遣料、セミナー講師など） 計　　　　円
印刷代	計　　　　円
書籍購入代	（ＮＰＯや多様な主体の参画・協働に関する書籍等の購入代） 計　　　　円
消耗品代	（事務に要する消耗品費、コピー機のリース料） 計　　　　円
通信費	（郵送料、講座のオンライン開催に係る通信費など） 計　　　　円
旅費	（県内中間支援ＮＰＯ・市町村との連携、専門家の派遣、職員能力研修など） 計　　　　円
使用料	（会議室使用料、講座に使用する端末のリース料など） 計　　　　円
その他所要経費	（使途を必ず記載してください。） 計　　　　円
管理費	円
消費税（10%）	円
合　計	円
うち、情報発信業務経費（ホームページ・ＳＮＳアカウント活用、情報誌作成）	1　人件費（情報誌の発行業務に要する人件費） 2　印刷費（冊子印刷代） 円 3　通信費（電話代・郵送料） 円 4　旅費（取材・打ち合わせ等に要する旅費） 円

注）１　消費税及び地方消費税の税率は 10%として見積ってください。
　　２　積算の内訳についても記載してください。

（様式７）

自主事業に係る所要額内訳書

	説　明　・　金　額
１	（事業名） （事業内容） （予算額）　　　　　　　　　　円 内訳
２	（事業名） （事業内容） （予算額）　　　　　　　　　　円 内訳
３	（事業名） （事業内容） （予算額）　　　　　　　　　　円 内訳
消費税	円
合計	円

注）１　消費税及び地方消費税の税率は 10％としてください。
　　２　予算額の積算内訳についても記載してください。
　　３　事業数は、いくつでも構いません（３つ以上可）。
　　４　自主事業に係る経費は、ＮＰＯ活動交流センター管理運営業務の委託費に含まれません。